〔資料第 107〕

土砂災害警戒区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

（令和２年８月現在）

区分		施設の名称	所在地	土砂災害警戒情報等の伝達方法
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	ニチイケアセンター世田谷大蔵	大蔵 4-2-14	施設あてにＦＡＸ送信により伝達する。
		ヒルデモア岡本	岡本 2-17-8	
		ぽじえじステーション二子玉川	岡本 2-17-14 岡本アネックス１階･地下１階	
		茶話本舗デイサービス二子玉川亭	瀬田 1-9-13	
		アリア等々力の杜	等々力 1-22-43	
		デイサービスなごみの森　等々力渓谷	中町 1-5-3　バレーハウス１F	
	乳幼児利用施設	聖ドミニコ学園幼稚園	岡本 1-10-1	
		世田谷おとぎの森保育園	岡本 2-22-11	

注）世田谷区において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条に定める土砂災害警戒区域は、「土砂災害（特別）警戒区域公示図書（東京都建設局作成）」に示されている区域である。

参考）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律　第八条第１項　市町村防災会議（災害対策基本法　（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。

次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二　（略）

三　（略）

四　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五　（略）

六　（略）

〔資料第 108〕

浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

（令和２年８月現在）

区分		施設の名称	所在地	洪水予報等の伝達方法
地下街等		玉川高島屋ショッピングセンター	玉川 3-17-1	各施設あてにＦＡＸ一斉送信により伝達する。
		二子玉川ライズ	玉川 2-21-1	
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	リアンレーヴ二子玉川	玉川 3-29-1	
		介護予防センター・タケダ	玉川 3-39-7	
		ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス	玉川 3-39-9	
		アルタクラッセ二子玉川	玉川 3-40-21	
		アリア二子玉川	玉川 4-4-7	
		グループホームやまぼうし	玉川 4-13-7-101	
		高齢者在宅サービスセンター　デイ・ホームたまがわ	野毛 2-4-4	
		くらら田園調布	玉堤 1-3-3	
		グランダ田園調布	玉堤 1-3-3	
		ポロスキュアトレーニングパーソナルジムデイサービス	玉堤 1-6-11	
		ガーデンテラス尾山台	玉堤 1-17-18	
		東急ウェリナケア尾山台	玉堤 1-24-15	
		茶話本舗デイサービス二子玉川亭	瀬田 1-9-13	
		介護老人保健施設玉川すばる	瀬田 4-1-14	
		ラペ二子玉川	瀬田 4-5-5	
		そんぽの家 成城南	喜多見 1-31-10	
		喜多見だんちデイ	喜多見 2-10-3-103	
		介護老人保健施設　ホスピア喜多見	喜多見 3-4-30	
		ＳＯＭＰＯケア ラヴィーレ成城南	喜多見 3-5-5	
		優っくりグループホーム喜多見	喜多見 3-10-15	
		花物語せたがや南	宇奈根 1-3-6	
		グループホームひかり世田谷宇奈根	宇奈根 1-18-6	
		グループホームいきいきの家 二子玉川	宇奈根 1-25-11	
		グループホームたのしい家　宇奈根	宇奈根 1-34-12	
		そんぽの家 砧南	宇奈根 1-41-12	

区分		施設の名称	所在地	洪水予報等の伝達方法
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	介護老人保健施設 ホスピア玉川	宇奈根 2-2-5	各施設あてにＦＡＸ一斉送信により伝達する。
		ツクイ世田谷宇奈根	宇奈根 2-11-11	
		ツクイ世田谷宇奈根グループホーム	宇奈根 2-15-18	
		ケアハウス宇奈根	宇奈根 2-23-24	
		ハイムガーデン世田谷	宇奈根 2-26-7	
		介護老人保健施設 うなね杏霞苑	宇奈根 3-12-29	
		グランダ二子玉川	鎌田 2-13-13	
		メディカルホームくらら二子玉川	鎌田 3-14-5	
		特別養護老人ホーム 博水の郷	鎌田 3-16-6	
		愛の家都市型軽費老人ホーム世田谷鎌田	鎌田 3-24-13	
		ＳＯＭＰＯケア ラヴィーレ二子玉川	鎌田 3-27-3	
		優っくりグループホーム鎌田	鎌田 3-31-19	
		鎌田ケアセンター	鎌田 3-35-1	
		イリーゼ二子玉川ガーデン	鎌田 4-14-8	
		グランダ岡本里安邸	岡本 2-6-10	
		ヒルデモア世田谷岡本	岡本 2-17-8	
		ぽじえじステーション二子玉川	岡本 2-17-14　岡本アネックス 1 階・地下 1 階	
	障害者利用施設	世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	玉堤 2-3-1	
		玉堤つどいの家	玉堤 2-3-1	
		世田谷区立玉川福祉作業所	玉川 1-7-2	
		ケアこげら	宇奈根 1-8-9	
		みくりキッズくりにっく	上野毛 2-22-14	
		宇奈根あーゆるハウス	宇奈根 2-9-26	
		グループホーム HARU	宇奈根 2-14-18	
		グループホームアネモネ	宇奈根 2-15-15	
		生活支援ホーム世田谷	宇奈根 2-7-19	
		喫茶ぴあ　鎌田店（※鎌田区民センター改修工事のため令和 3 年度は 1 年間休業）	鎌田 3-35-1（世田谷区立鎌田区民ｾﾝﾀｰ内）	
		ホームいろえんぴつ	鎌田 3-16-7	
		グループホームビートル喜多見	喜多見 5-4-21	
		砧工房分場キタミクリーンファーム	喜多見 7-3-1	

区分		施設の名称	所在地	洪水予報等の伝達方法
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	乳幼児利用施設	永安寺学園幼稚園	鎌田 3-23-19	各施設あてにＦＡＸ一斉送信により伝達する。
		慶元寺幼稚園	喜多見 4-17-2	
		東京都市大学二子幼稚園	玉川 2-17-10	
		喜多見児童館	喜多見 2-10-40	
		鎌田児童館（※鎌田区民センター改修工事のため令和３年度は１年間施設使用不可）	鎌田 3-35-1	
		玉川保育園	玉川 4-16-6	
		小梅保育園	喜多見 2-10-41-101	
		尾山台保育園	尾山台 1-1-6	
		たまがわみんなの家	玉川 3-39-22	
		青い空保育園	岡本 2-5-11	
		宇奈根なごやか園	宇奈根 2-7-16	
		喜多見バオバブ保育園	喜多見 1-4-7	
		青い空の家	岡本 2-5-11	
		ニコこどもクリニック病児保育室　ニコのおうち	玉川 1-15-6-101　二子玉川ﾗｲｽﾞﾌﾟﾗｻﾞﾓｰﾙ 1F	
		はじまりはじまりえん niko	玉川 1-15-6-103　二子玉川ﾗｲｽﾞﾌﾟﾗｻﾞﾓｰﾙ	
		パパルキッズルーム	玉川 3-43-1	
		ポピンズナーサリースクール二子玉川	玉川 3-17-1 玉川高島屋ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ西館 1 階・2 階	
		小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	玉川 3-34-2 ﾘｵ・ｳﾞｪﾙﾃﾞ 2 階	
		喜多見こどもの家	喜多見 3-14-6	
		砧南らる保育園	鎌田 3-13-20（砧南中学校内）	
		おひさま保育園	玉川 3-27-1	
		なごやか園本園鎌田（ライオン）	玉堤 2-13	
		鎌田のびやか園鎌田四丁目保育施設	鎌田 4-12	
		世田谷仁慈保幼園	玉堤 2-13-11	
		RISSHO KID’S きらり玉川	玉川 4-11-2	
	病院	世田谷記念病院	野毛 2-30-10	

注）世田谷区において、水防法第 14 条第１項に定める洪水浸水想定区域は、「多摩川洪水浸水想定区域図（国土交通省京浜河川事務所公表）」に示されている区域である。

参考）水防法第 15 条第１項　　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。（略）

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　（略）

三　（略）

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　（略）

五　（略）

〔資料第 109①〕

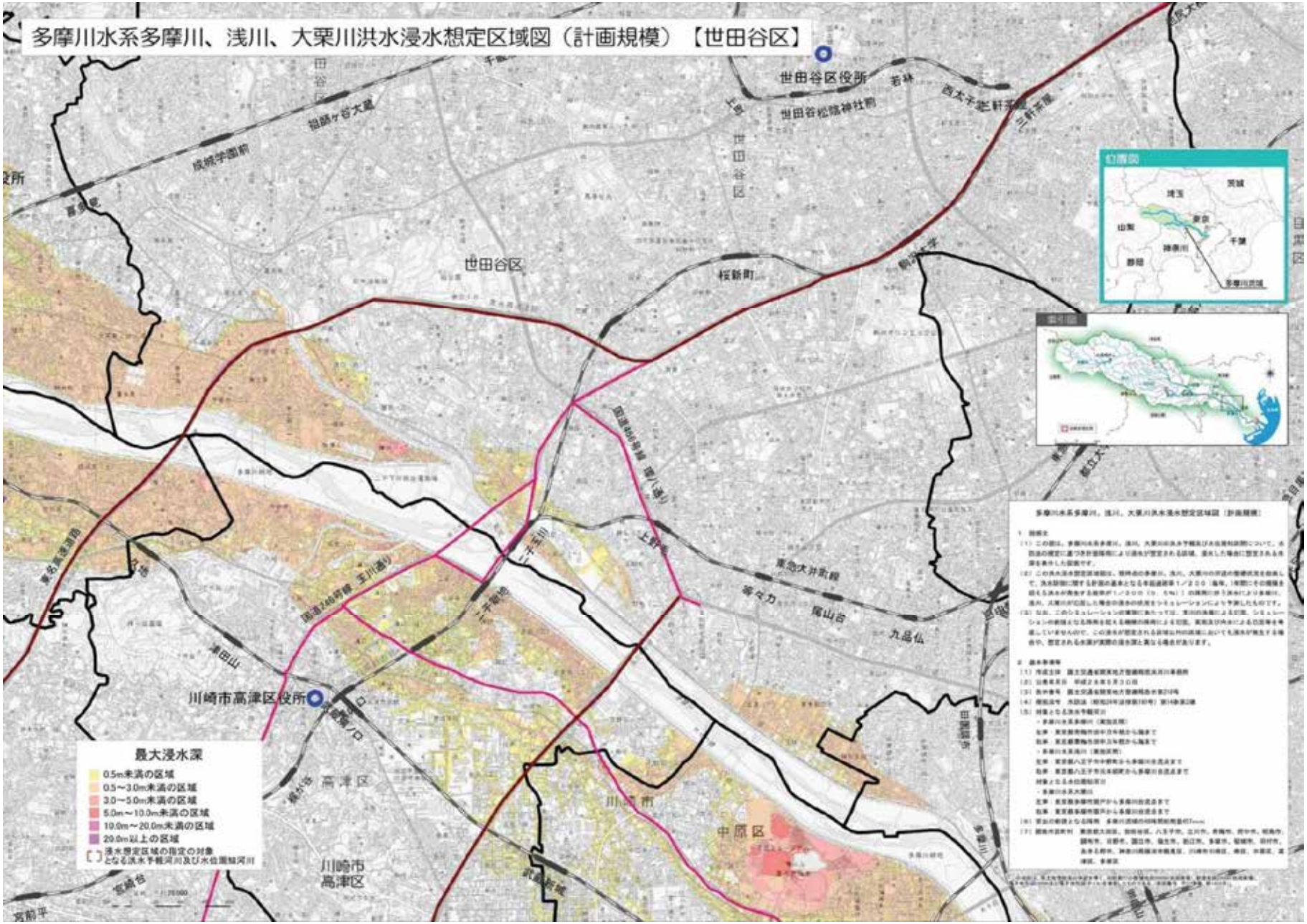
多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（計画規模）【世田谷区】
世田谷区役所
世田谷区
桜新町
川崎市高津区役所
高津区
川崎市
中原区
川崎市
高津区
最大浸水深
0.5m未満の区域
0.5～3.0m未満の区域
3.0～5.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
10.0m～20.0m未満の区域
20.0m以上の区域
[ ] 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川及び水位周知河川

〔資料第 109②〕

多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）【世田谷区】

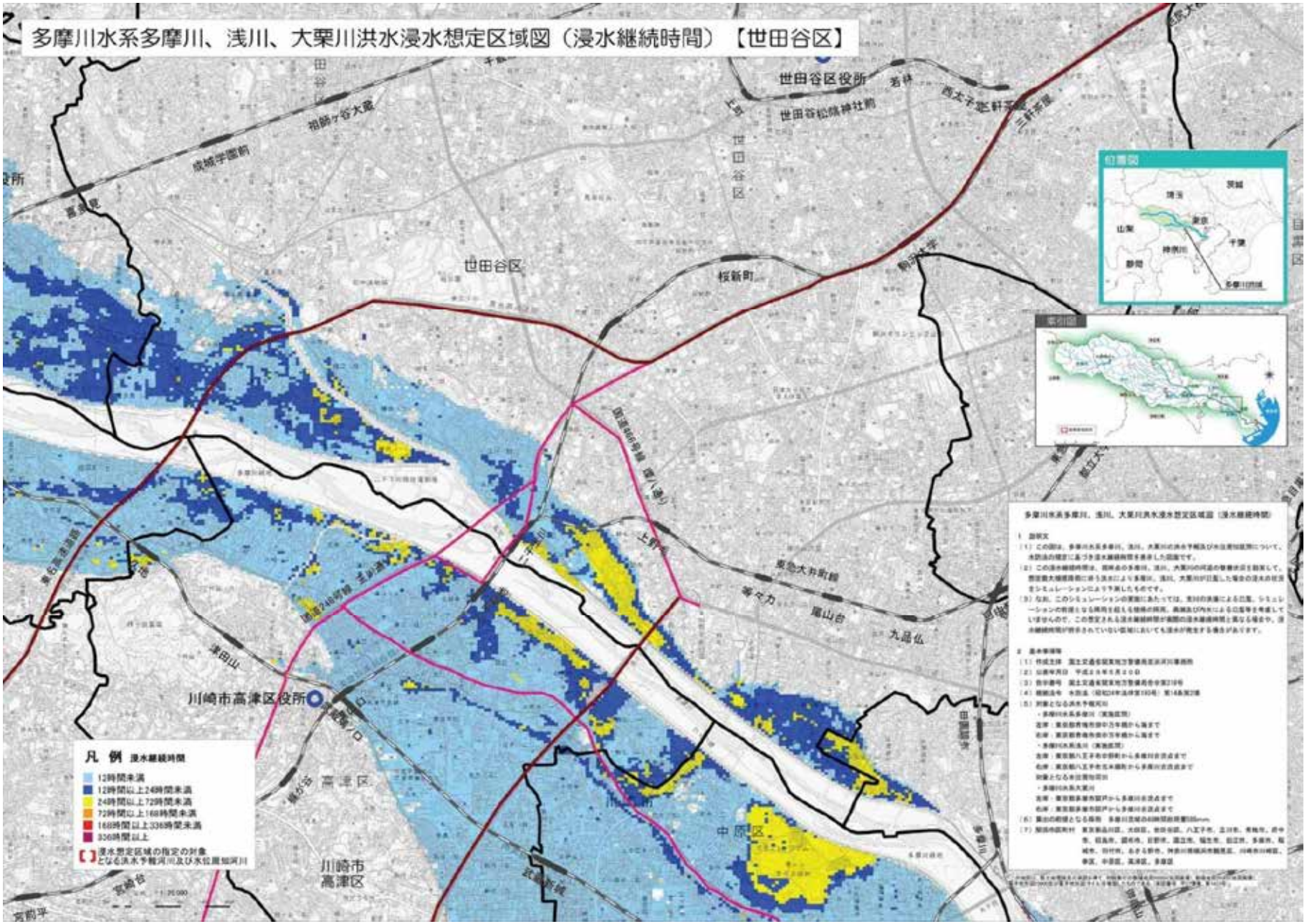

〔資料第 109③〕

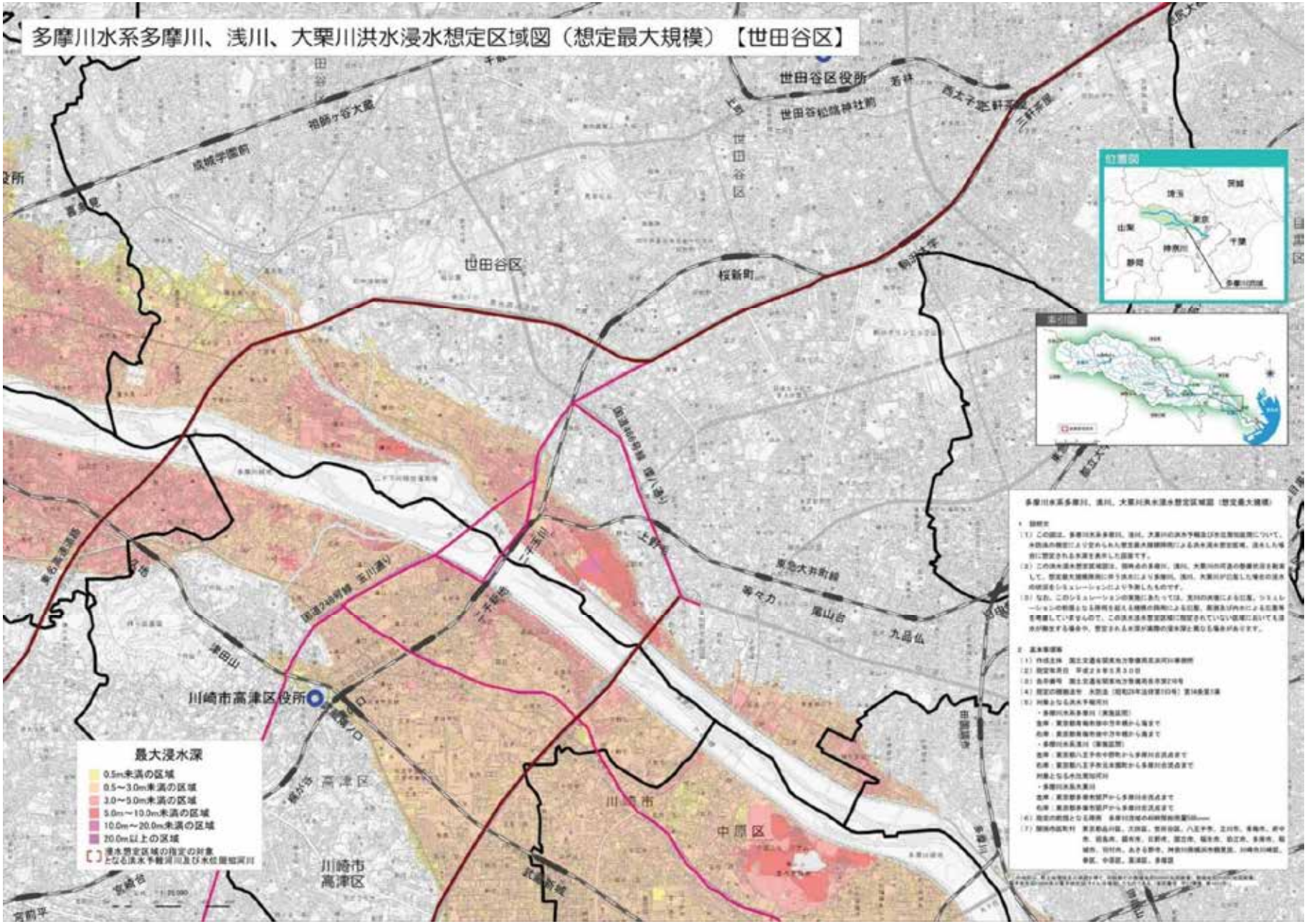
多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）【世田谷区】
世田谷区役所
世田谷区
桜新町
川崎市高津区役所
高津区
川崎市
中原区
最大浸水深
0.5m未満の区域
0.5～3.0m未満の区域
3.0～5.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
10.0m～20.0m未満の区域
20.0m以上の区域
位置図
埼玉
茨城
東京
山梨
千葉
神奈川
静岡
多摩川流域
案内図

〔資料第 109④〕

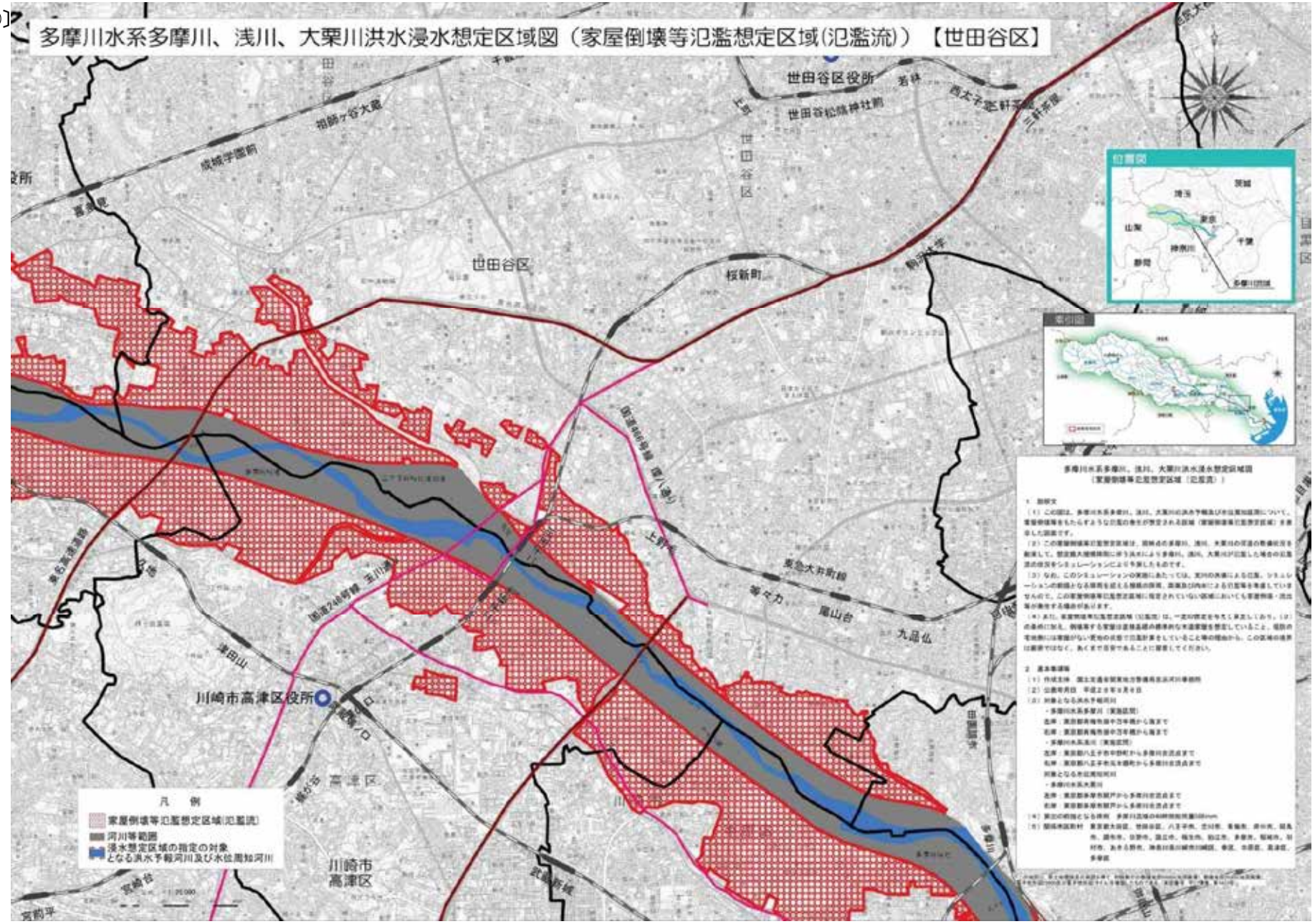
多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)）【世田谷区】
世田谷区役所
世田谷区
桜新町
川崎市高津区役所
川崎市
高津区
凡　例
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
河川等範囲
浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川及び水位周知河川
位置図
索引図

〔資料第 109⑤〕

多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)）【世田谷区】

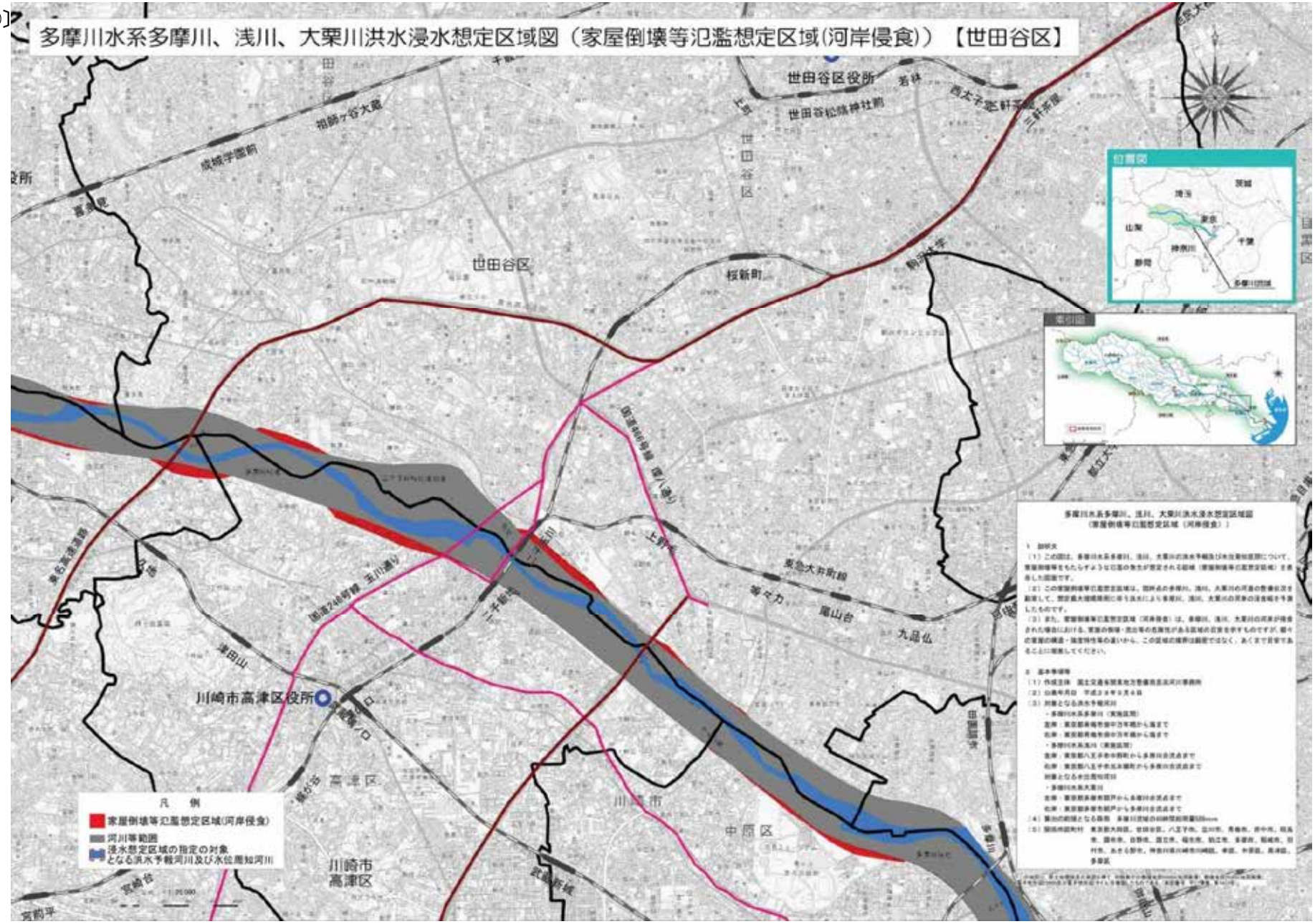

〔資料第 110〕

野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図

〔資料第 111〕

城南地区河川流域　浸水予想区域図（改定）

この図は水系ごとの配色を、主に色の濃さ等により識別できるようにしています。

1. 説明文

(1) この図は、城南地区を流れる渋谷川・古川、目黒川、立会川、内川及び呑川の流域や、雨水が直接海域や公管理河川へ排水される区域等を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される最大の水深を示したものです。
これまでの浸水予想区域図は、大雨が「平成11年9月に発生した豪雨災害」としていましたが、今回の浸水予想区域図（改定）では、「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。

(2) 留意点は、浸水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「日常に備えた準備」のこと等等に役立てていただくようお願い致します。

(3) この浸水予想区域図（改定）は、想定し得る最大規模の降雨が、対象とした区域に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。
シミュレーションでは、対象とした地域における流域点（平成29年）での河川、雨水調節池及び下水道の整備状況等を考慮しています。

(4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の状態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本的事項等

(1) 作成主体　都市型水害対策連絡会（城南地区河川流域）

(2) 作成年月日　令和元年4月27日 一部修正

(3) 対象とした地域　渋谷川・古川、目黒川、立会川、内川、呑川流域
雨水が直接海域や公管理河川へ排水される区域等

(4) 対象とした降雨　想定される最大規模降雨
（時間最大雨量 153mm）
（総雨量 690mm）

(5) 関係区市　港区、新宿区、杉並区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、川崎市

3. 注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。
また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では、浸水したときの水深が高くなるので注意してください。
また、強い風による雨水ますの溢れ等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映しきれないため、注意してください。

位置図

【問い合わせ先一覧】

東京都渋谷総合庁舎河川部河川課	03(3498)5111(代)
東京都神谷町庁舎河川部河川課	〃
東京都下水道局計画調整部計画課	〃
東京都港湾局臨海開発部開発調整課	〃
港区空つり支援課土木課	03(3578)2111(代)
新宿区地域振興部地域振興課	03(3209)1111(代)
品川区防災まちづくり部防災課	03(3777)1111(代)
目黒区地域振興部防災課	03(3715)1111(代)
大田区地域振興部防災情報課	03(5744)1111(代)
世田谷区生活環境部環境政策課	03(5432)2111(代)
渋谷区土木部管理課	03(3463)2111(代)
中野区教育管理部防災課	03(3311)2111(代)
三鷹市総務部防災課	0422(45)1111(代)

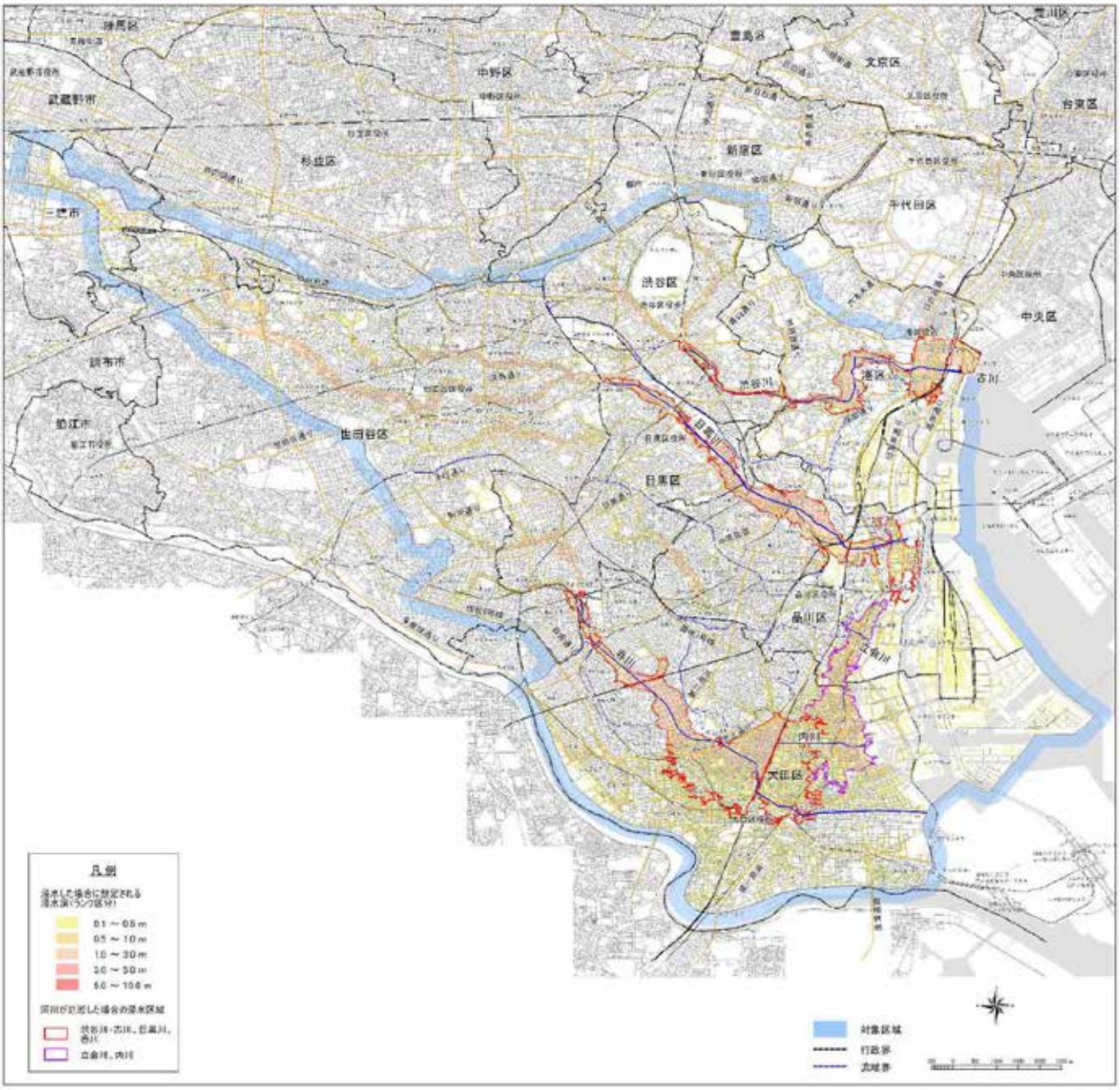

この地図は、東京都縮尺2500分の1地形図を使用して作成したものである。（承認番号）30都市基交 第230号

〔資料第 112〕

世田谷区建築物浸水予防対策要綱

平成１７年６月１０日施行
令和２年６月 17 日２世建調第 77 号
令和２年６月 24 日２世建調第 88 号

（目的）

第１条　この要綱は、豪雨等による建築物への浸水を未然に防止し、建築物の安全と衛生を確保し、もって区民の生命、及び財産を守ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の定義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）において使用する用語の例による。

（対象建築物）

第３条　この要綱の規定が適用される建築物（以下「対象建築物」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物

（２）建築物の周囲の状況により便所、浴室等の排水が逆流するおそれのある建築物

（３）世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおいて、浸水予想区域となっている区域内の建築物

（区の責務）

第４条　区は、浸水被害のあった周辺地域における当該被害状況の情報提供を行うとともに、対象建築物の浸水被害予防に関する助言をし、浸水被害を受けた対象建築物の所有者等に対して浸水対策を講ずるよう啓発し、及び被害の防止に努めるものとする。

２　区長は、対象建築物を建築する建築主に、浸水予防対策等を講じ、及び当該対象建築物の維持保全に努めさせるものとする。

３　区長は、対象建築物を設計する設計者、工事施工者等に、現況敷地を十分に調査し、及び建築主と相談の上浸水予防対策を講じさせるものとする。

（届出）

第５条　区長は、建築主等に、浸水予防対策検討結果届出書（様式）を確認済証受領時までに提出させるものとする。

（指定確認検査機関への要請）

第６条　区は、指定確認検査機関が、建築確認、中間検査、及び完了検査の業務を行うに当たっては、この要綱の趣旨に即して業務を行うよう要請するものとする。

（勧告）

第７条　区は、建築主等が建築物に浸水予防対策を講ずることなく浸水被害を招くおそれがあるときは、必要な対策をとるよう勧告することができるものとする。

附　則

この要綱は、平成 17 年６月 10 日から施行する。

附　則（平成 27 年９月４日 27 世建調第　561　号）

１　この要綱は、平成 27 年９月４日から施行する。

2　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和２年６月 17 日 2 世建調第 77 号）

1　この要綱は、令和２年６月 30 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

3　この要綱による改正後の世田谷区建築物浸水予防対策要綱の規定は、施行日以後に行われる確認申請等に係る建築物について適用し、施行日前に行われた確認申請等に係る建築物については、なお従前の例による。

附　則（令和２年６月 24 日 2 世建調第 88 号）

1　この要綱は、令和２年６月 30 日から施行する。

〔資料第 113〕

世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱

昭和 63 年７月１日施行

（通則）

第１条　この要綱は、みどりの基本条例（平成 17 年３月世田谷区条例第 13 号。以下「条例」という。）第 21 条及び第 34 条の規定に基づき、みどりの育成に必要な地下水の涵養を図るとともに、世田谷区豪雨対策基本方針（平成 28 年３月）に基づく流域対策として雨水浸透施設の設置（以下「助成事業」という。）に係る助成金を交付することにより、地下水、湧水その他自然環境の保全及び創出並びに治水に資することを目的とする。その交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年５月世田谷区規則第 38 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　湧水　地下水が地表、河川、湖沼、池泉等に湧き出た水をいう。

（２）　屋根雨水　民間住宅等の屋根に降った雨水をいう。

（３）　雨水浸透ます　ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を地下に浸透させる施設をいう。

（４）　雨水浸透トレンチ　掘削した溝に砕石を充填し、かつ、浸透管を設置して雨水を導き、地下に浸透させる施設をいう。

（５）　雨水浸透施設　雨水浸透ます、雨水浸透トレンチその他の雨水を地下に浸透させるための施設をいう（以下「浸透施設」という。）。

（６）　湧水保全重点地区　条例第 23 条の規定に基づき区長が指定する湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる地区のうち、別表第１に掲げるものをいう。

（７）　豪雨対策モデル地区　近年において浸水被害が多く、浸透施設の設置の促進を図る必要がある区域として区長が指定したもののうち、別表第２に掲げるものをいう。

（８）　一般地区　湧水保全重点地区及び豪雨対策モデル地区以外の世田谷区内の地区をいう。

（湧水保全重点地区等の追加指定）

第３条　区長は、浸透施設の設置の効果が認められる地区又は区域について、適宜、湧水保全重点地区又は豪雨対策モデル地区として新たに指定するものとする。

２　区長は、湧水保全重点地区又は豪雨対策モデル地区の範囲を明確にした指定図その他の関係書類を整備し、区民の閲覧に供するものとする。

（助成対象者）

第４条　助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、浸透施設を設置しようとする土地（区内の土地に限る。）に浸透施設を設置する権原を有する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体が所有し、又は管理する土

地に浸透施設を設置しようとする者

（２） 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成 13 年 12 月世田谷区条例第 58 号）第３条の規定が適用される建築主

（３） 宅地建物取引業又は建設業を営む者が販売するために所有する土地又は建物の敷地に浸透施設を設置しようとする者

（４） 助成金（これに類する補助金等を含む。）の交付を受けて設置した浸透施設の場所と同一の場所に浸透施設を設置しようとする者

（５） 区が設置した浸透施設の場所と同一の場所に浸透施設を設置しようとする者

（６） 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第 12 項に規定する開発行為に伴い浸透施設を設置しようとする者

（助成金を交付しない場合）

第５条 次に掲げる場合は、助成金を交付しないものとする。

（１） 急傾斜地に浸透施設を設置する場合

（２） 浸透施設を設置することにより法面の安全性が損なわれる場合

（３） 浸透施設を設置することにより土圧加重が増加し、擁壁に危険が生じる場合

（４） 浸透施設を設置することにより地下水の汚染その他の自然環境の破壊を引き起こす恐れがある場合

（５） 地下水位が地表面から 1.0 メートル以内にある土地に浸透施設を設置する場合

（設置基準）

第６条 区長は、この要綱に基づく助成を受けようとする者に、次の各号に基づき浸透施設を設置させるものとする。

（１） 浸透施設を設置する場合は、敷地内の雨水を有効に取り込むこと。ただし、湧水保全重点地区に浸透施設を設置する場合は、屋根雨水のみを浸透させること。

（２） 浸透施設を設置するにあたり、浸透水により構造物の基礎及び埋設物（以下「基礎等」という。）が悪影響を受けないよう当該基礎等と浸透施設との間に一定の距離を確保すること。

（３） 浸透施設を設置する場所の選定については、区長が別に定める「雨水流出抑制施設選択図」を参考にするとともに、地形及び地盤特性から受ける制約に十分配慮すること。

（４） 原則として、敷地面積に対して 300 立方メートル／ヘクタール以上の対策量を目標とすること。

（助成金の交付額）

第７条 助成金の交付額は、別表第３に定める雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチの標準工事費単価に雨水浸透ますにあっては設置基数、雨水浸透トレンチにあっては設置する長さ（１メートルを単位とし、１メートルに満たない端数は切り捨てる。）を乗じて得た額の合計額と浸透施設の設置工事に係る額のうち、いずれか低い額（以下「基本額」という。）に 0.8（湧水保全重点地区又は豪雨対策モデル地区において設置した浸透施設にあっては、1.0）を乗じて得た額とする。ただし、浸透施設を既存建築物に設置する場合にあっては、次項に定める付帯工事費の額と付帯工事に係る額のうち、いずれか低い額と基本額とを合計した額に 0.8（湧水保全重点地区又は豪雨対策モデル地区において設置した浸透施設にあっては、1.0）を乗じて得た額とする。この場合において、100 円未満の端数が生じた

ときは、当該端数を切り捨てるものとする。

２　付帯工事費（雨水流出抑制助成事業補助要綱（平成 21 年４月１日 21 都市基調第 563 号)に規定する標準工事費単価において想定されている敷地面積に必要な数の浸透施設を設置する場合に要する接続経費等をいう。）は、基本額に 0.3 を乗じて得た額とし、100 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、別表第３に定める付帯工事費の標準単価を上限とする。

３　一の助成対象者に対する助成金の交付限度額は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　一般地区内の土地に浸透施設を設置する場合　400,000 円

（２）　湧水保全重点地区又は豪雨対策モデル地区内の土地に浸透施設を設置する場合　500,000 円

４　前３項の規定による助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（適用申請）

第８条　区長は助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、浸透施設の設置前に次に掲げる図書を添付させた雨水浸透施設設置助成金交付適用申請書(第１号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

（１）　案内図

（２）　配置図

（３）　計算書

（４）　構造図

（５）　工事明細書

（６）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（適用決定及び通知）

第９条　区長は、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、雨水浸透施設設置助成金交付適用決定通知書（第２号様式。以下「適用決定通知書」という。）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、その旨を雨水浸透施設設置助成金交付不適用決定通知書（第３号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

（完了届の提出）

第 10 条　区長は、適用決定通知書を受けた者（以下「適用決定者」という。）が決定に係る浸透施設の設置工事を完了したときは､次に掲げる図書を添付させた完了届(第４号様式)により設置工事の完了を報告させるものとする。

（１）　しゅん工図

（２）　工事写真

（３）　適用決定通知書（写）

（４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（交付決定及び通知）

第 11 条　区長は、前条の報告があったときは、浸透施設の設置工事のしゅん工を確認し、助成金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を､雨水浸透施設設置助成金交付決定通知書（第５号様式。以下「決定通知書」という。）により、助成金を交付しないことに決定したときはその旨を雨水浸透施設設置助成金不交付決定通知書(第

６号様式）により、速やかに適用決定者に通知しなければならない。

（助成金の請求）

第 12 条　区長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、適用決定者に、決定通知書の写しを添付させた雨水浸透施設設置助成金交付請求書（第７号様式）により、助成金の請求をさせるものとする。

２　区長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条　区長は、第 11 条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部又は全部を取り消すものとする。

（１）　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

（２）　助成金を当該浸透施設の設置以外の用途に使用したとき

（３）　前２号のほか、区長が付した条件に従わなかったとき

（助成金の返還）

第 14 条　区長は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を交付決定者に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第 15 条　区長は前条の規定により、助成金の返還を命じたときは、交付決定者に、その命令に係る助成金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

２　区長は助成金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 16 条　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 17 条　第 15 条第２項の規定により、区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（助成金の一時停止）

第 18 条　区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱に基づき交付されている助成金の返還を命じられた交付決定者が、当該助成金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付し

ない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（施設の管理義務等）

第 19 条　区長は、助成金の交付を受けた者に、当該助成金に係る浸透施設を常に良好な状態に管理するよう努めさせるものとする。

（その他）

第 20 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和 63 年７月１日から施行する。

（略）

附　則（平成 31 年２月 26 日 30 世土計第 702 号）

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

湧水保全重点地区一覧表

名称	湧水所在地	主たる区域
神明の森みつ池特別保護区湧水地涵養域	成城四丁目 20 番	成城五丁目全域 成城四・六・七・八丁目各一部
成城三丁目緑地内湧水地涵養域	成城三丁目 16 番	成城二・三丁目各一部
大蔵三丁目公園内湧水地涵養域	大蔵三丁目２番	大蔵二丁目全域 大蔵三丁目、砧三・五丁目各一部
岡本公園内湧水地涵養域	岡本二丁目 19 番	岡本二・三丁目各一部
瀬田四丁目広場内湧水地涵養域	瀬田四丁目 41 番	瀬田四・五丁目、岡本一丁目各一部
上野毛自然公園内湧水地涵養域	上野毛二丁目 17 番	上野毛二・三丁目各一部
等々力渓谷公園内湧水地涵養域	等々力一丁目 21 番	等々力一・二丁目、中町一丁目、野毛一丁目各一部
無原罪特別保護区湧水地涵養域	深沢八丁目 13 番	深沢七丁目一部 深沢八丁目全域

別表第２（第２条関係）

豪雨対策モデル地区一覧表

名称	所在地
用賀３、４丁目・上用賀地区	用賀三・四丁目全域 上用賀全域 大蔵一丁目の一部、砧公園の一部
鎌田１、２丁目地区	鎌田一・二丁目全域
上馬・弦巻地区	上馬四・五丁目全域、弦巻全域 新町三丁目全域、桜新町二丁目全域 駒沢二・三丁目全域
中町・上野毛地区	中町四・五丁目全域、深沢五丁目全域 上野毛四丁目全域、深沢七丁目の一部

別表第３（第７条関係）

標準工事費単価

１ 雨水浸透ます

型式	ますの径（㎜）	深さ（㎜）	標準工事費単価（円／基）	設計浸透能力（m^3／個・ｈｒ）
ＰⅠ	150	400	21,000	0.250
ＰⅡ	200	400	29,000	0.332
ＰⅢ	250	500	45,000	0.512
ＰⅣ	300	500	54,000	0.618
ＰⅤ	350	600	75,000	0.863
ＰⅥ	400	600	87,000	0.998
ＰⅦ	500	800	150,000	1.710

※１　設計浸透能力とは、雨水流出抑制助成事業補助要綱に基づき都が別に定める標準工事費単価に規定する設計浸透能力をいう。以下同じ。

※２　上表に掲げる規格以外の規格の雨水浸透ますについては、当該雨水浸透ますの設計浸透能力の直近下位に相当する上表に掲げる設計浸透能力に該当する規格の雨水浸透ますの標準工事費単価を適用する。

２　雨水浸透トレンチ

型式	断面形状Ｗ×Ｈ（㎜）	管径（㎜）	標準工事費単価（円／ｍ）	設計浸透能力（m^3／ｍ・ｈｒ）
ＴⅠ	250×300	75	19,000	0.247
ＴⅡ	300×350	100	22,000	0.284
ＴⅢ	350×400	125	25,000	0.324
ＴⅣ	400×450	150	28,000	0.365
ＴⅤ	550×600	200	39,000	0.499
ＴⅥ	750×750	200	51,000	0.658

※１　上表に掲げる規格以外の規格の雨水浸透トレンチについては、当該雨水浸透トレンチの設計浸透能力の直近下位に相当する上表に掲げる設計浸透能力に該当する規格の雨水浸透トレンチの標準工事費単価を適用する。

３　付帯工事費

付帯工事１件当たり	115,400 円

〔資料第 114〕

世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱

平成１９年７月１日
１９世み政第１３４号

（通則）

第１条　この要綱は、雨水タンクを設置する者に対し、雨水タンク設置助成金を交付することにより、水資源としての雨水の有効利用及び雨水の一時的な貯留による水害対策を推進することを目的とする。その交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和５７年５月世田谷区規則第３８号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、雨水タンクとは、雨水を散水、雑用水等に利用するための一時貯留槽をいう。

（助成対象者等）

第３条　この要綱に基づく助成を受けることができる者は、世田谷区内に雨水タンクを設置する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体

（２）世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成１３年１２月世田谷区条例第５８号）第３条の規定が適用される建築主

（３）売買等を目的とした建物に雨水タンクを設置する不動産業者、建設業者等

２　助成金の対象になる雨水タンクは、１の建物につき１基とする。

（助成区域）

第４条　この要綱の対象となる区域は、世田谷区全域とする。

（設置基準）

第５条　区長は、この要綱に基づく助成を受けようとする者に、次の各号に基づき雨水タンクを設置させるものとする。

（１）雨水を利用するために、屋根に降った雨水を一時的に貯留するものであること。

（２）雨水タンクは、製品として販売されており、一般に購入可能なものであること。

（助成金の額）

第６条　助成金の額は、当該雨水タンクの本体購入費及び設置に係る経費の合計額（消費税を含む。）の２分の１の額（１００円未満の金額を切り捨てるものとする。）とする。ただし、その額は、設置に係る経費については５，０００円を、合計額については３５，０００円を限度とする。

２　前項による助成金の総額は、予算の定める額を限度とする。

（適用申請）

第７条　区長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、次の書類を添付した雨水タンク設置助成金交付適用申請書（第１号様式）を、あらかじめ提出させなければならない。

（１）雨水タンクの設置に係る見積書の写し

（２）雨水タンクの有効貯水量、形状その他の仕様が明示されている書類

（３）その他区長が必要と認めるもの

（適用決定及び通知）

第８条　区長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、雨水タンク設置助成金交付適用決定通知書（第２号様式。以下「適用決定通知書」という。）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、その旨を雨水タンク設置助成金交付不適用決定通知書（第３号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

（完了届の提出）

第９条　区長は、適用決定通知書を受けた申請者が雨水タンクの設置を完了したときは、速やかに次の書類を添付した雨水タンク設置完了届（第４号様式。以下「完了届」という。）を提出させなければならない。

（１）雨水タンクの購入年月日、購入者氏名、販売店住所・店名及び本体価格・設置に係る経費（消費税を含む。）の明記された領収書の写し

（２）設置後の写真２枚（全景及び近景）

（３）その他区長が必要と認めるもの

（交付決定及び通知）

第１０条　区長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、その内容を審査し、設置基準に適合すると認めるときは助成金の額を決定し、雨水タンク設置助成金交付決定通知書（第５号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。また、適合しないと認めたときは、その旨を雨水タンク設置助成金不交付決定通知書（第６号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

（助成金の請求）

第１１条　区長は、前条の規定により決定通知書を受けた申請者に、決定通知書の写しを添えた雨水タンク設置助成金交付請求書（第７号様式）を提出させるものとする。

２　区長は、前項の請求のあったときは、当該請求に係る助成金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第１２条　区長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部又は全部を取り消すものとする。

（１）虚偽又は不正の手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

（２）助成金を当該雨水タンクの設置以外の用途に使用したとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、区長が付した条件に従わなかったとき。

（助成金の返還）

第１３条　区長は、前条の規定により、助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、納期限を定めてその返還を申請者に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第１４条　区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、申請者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

２　区長は、助成金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなか

ったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

（管理義務等）

第１５条　区長は、この助成金の交付を受けた者に、雨水タンクを常に良好な状態に管理し、雨水の有効利用に努めさせるものとする。

（状況調査）

第１６条　区長は、雨水タンクの設置後に必要に応じて状況調査を行うことができる。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 19 年７月１日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 19 日 25 世土計第 1079 号）

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

〔資料第 115〕

水防倉庫所在地及び備蓄資材一覧表

（令和２年５月１日現在）

種別	青葉橋 （世田谷 3-9-11）	赤堤 （赤堤 3-34-17）	中町 （中町 2-21-12）	合計
土のう（袋）	700	800	2,000	2,350
土のう留坑（本）	600	80	700	1,380
軽量鋼板（枚）	0	0	0	0
籠（本）	20	0	85	105
木材（㎥）	0	0	0	0
シート（ビニール）（㎡）	2,671	1,000	1,600	5,271
鉄線（kg）	10	25	50	85
縄（m）	210	60	1,000	1,270
ショベル（丁）	122	98	195	415
ツルハシ（丁）	41	27	49	117
掛矢（丁）	5	6	42	53
鋸（丁）	20	20	21	61
鉈（丁）	14	0	5	19
ペンチ（丁）	11	5	18	34
もっこ（枚）	20	5	0	25
一輪車（台）	2	0	23	25
Ｐ．Ｐロープ（巻）	19	2	10	31
ムシロ（枚）	0	0	0	0
モッコ棒（本）	32	0	0	32
しの（本）	22	0	18	40
グローバーバール（本）	17	6	21	44
ボルトクリッパー（台）	16	12	15	43
玄能（丁）	22	0	1	23
トビクチ（本）	25	20	24	69
釘（kg）	160	0	50	210
フルコン砂筒袋（枚）	10	0	150	160
大ハンマー（丁）	10	20	12	42
バリケート（脚）	0	0	20	20
鉄パイプ（本）	0	0	460	460
鎌（本）	56	0	21	77

＜その他の備蓄状況＞

①土のう用砂：中央高速下器材置場（北烏山８－８）２㎥

②救命胴衣：12 着（中町水防倉庫）

〔資料第 116〕

水防倉庫及び備蓄資材（都第二建設事務所）

（令和２年度東京都水防計画より）

種別	二子橋 （世田谷区玉川３－42）
大型土のう袋（袋）	140
土のう袋（袋）	15,600
土のう留杭（L=1.2m）（本）	2,660
軽量鋼板（L=1.8m、W=40cm）（枚）	240
シート（防水シート）（㎡）	2,280
鉄線（＃10）（kg）	125
縄（φ10 ㎜、化学繊維）（m）	5,700
ショベル（丁）	106
ツルハシ（丁）	30
掛矢（丁）	25
鋸（丁）	17
鉈（丁）	17
一輪車（台）	2
木材（角材または丸材 L≒5.0m程度）（㎥）	1.7
杭（L≒1.5m φ48.6㎜（外））　（本）	515
番線カッター（丁）	21
倉庫建設年度	平成 23 年度
倉庫面積（㎡）	53.3